国民健康保険 被保険者証の更新

新しい保険証はそら色で、７月中旬に簡易書留で世帯主宛に送付します。

年度途中で70歳になる人は、有効期限が誕生月の月末までとなるので、誕生月に改めて被保険者証兼高齢受給者証を送付します。１日生まれの人は、誕生月の前月末までとなるので、誕生月の前月に同証を送付します（**表１**）。

12月２日から現行の健康保険証の発行は終了し、保険診療は健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）に移行しますが、同証の発行終了後も、有効期限までは現行の保険証は使用できます。

国民健康保険は市内在住で、職場などの健康保険加入者とその被扶養者、生活保護を受けている人以外の全ての人が加入しなければなりません。各種届け出は、14日以内に市国保年金課へ。

◎限度額適用認定証などの申請　市への事前申請により、入院時の医療費や外来診療費の窓口支払いが**表２・３**の自己負担限度額になります。また、住民税非課税世帯の人は入院時の食事療養標準負担額が減額されます（**表４**）。

既に同証を持ち、引き続き利用する人は、更新手続きが必要です（**表３**の所得区分一般と現役並み所得者Ⅲ除く）。

申市ポータルサイトから電子申請か申請書を市ホームページからダウンロードし必要事項を書いて、直接か郵送で〒664・8503伊丹市役所国保年金課へ。

＊　＊

表１　更新後の被保険者証の有効期限

	生年月日	有効期限
被保険者証（70歳未満）	昭和29年８月２日から昭和30年７月１日	70歳誕生月の末日（70歳誕生日が１日生まれの人は前月末）
	上記以外の人	令和７年７月31日
被保険者証兼高齢受給者証（70歳以上）	昭和24年８月２日から昭和25年８月１日	75歳誕生日の前日（後期高齢者医療制度へ移行されるため）
	上記以外の人	令和７年７月31日

表２　70歳未満の自己負担限度額（病院・診療所ごとに月額）

所得区分※１	３回目まで	４回目以降
所得が901万円を超える	25万2600円＋（医療費※２－84万2000円）×１％	14万100円
所得が600万円を超え901万円以下	16万7400円＋（医療費※２－55万8000円）×１％	９万3000円
所得が210万円を超え600万円以下	８万100円＋（医療費※２－26万7000円）×１％	４万4400円
所得が210万円以下	５万7600円	
住民税非課税世帯	３万5400円	２万4600円

表３　70～75歳未満の自己負担限度額（月額）

所得区分※１		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	Ⅲ（課税所得690万円以上）	25万2600円＋（医療費※２－84万2000円）×１％［４回目以降は14万100円］	
	Ⅱ（課税所得380万円以上）	16万7400円＋（医療費※２－55万8000円）×１％［４回目以降は９万3000円］	
	Ⅰ（課税所得145万円以上）	８万100円＋（医療費※２－26万7000円）×１％［４回目以降は４万4400円］	
一般（課税所得145万円未満等）		１万8000円（年間上限14万4000円）	５万7600円［４回目以降は４万4400円］
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ※３	8000円	２万4600円
	低所得Ⅰ※４		１万5000円

※１　保険税の算定基礎となる「基礎控除後の総所得金額等」
※２　保険点数の合計×10円の額
※３　同一世帯の世帯主と国民健康保険被保険者が住民税非課税の人
※４　低所得Ⅱの人で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の場合は控除額を80万円で計算）と10万円（収入金額に給与収入が含まれている場合）を差し引いたときに０円の人

表４　入院時の食事療養標準負担額について

所得区分		１食当たり
一般（下記以外の人）※１		490円
住民税非課税世帯・低所得Ⅱ	90日までの入院	230円
	90日を超える入院※２	180円
低所得Ⅰ		110円

※１　「指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等」などの人は280円
※２　90日以上入院をしている人は、91日目からの食事療養標準負担額が変わるので領収証などの入院期間が分かるもので申請

問市国保年金課TEL784・8040。

後期高齢者医療制度 保険料額が決定

保険料額の決定通知書を順次、送付します。

令和６年度から保険料について一部改正が行われました。出産育児一時金にかかる費用の一部を支援するしくみの導入と、後期高齢者の保険料と現役世代の支援金の伸び率が同じとなるよう見直され、保険料に反映されています。令和６年度に限り一部の人に負担を和らげる激変緩和措置があります。保険料の納付方法などは次の通り。

【年金からの支払い（特別徴収）】手続き不要。４月～来年２月に６期に分けて徴収。

【口座振替や納付書での支払い（普通徴収）】対象は▽年金の受給額が年額18万円未満の人▽後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の２分の１を超える人など。７月～来年３月に毎月納付。

◎保険料の軽減　【所得が低い人の軽減】同世帯内の被保険者と世帯主の令和５年中の総所得金額等が基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

【被扶養者だった人の軽減】同制度に加入する前日に会社の健康保険など被用者保険の被扶養者だった人は、所得割が掛からず、資格取得後２年を経過するまで、５割軽減となります。

【保険料の減免と徴収猶予】▽災害などで大きな損害を受けた▽所得の著しい減少があった▽他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより世帯の所得が軽減判定基準以下となった――場合など、保険料が減免などされる場合があります。

◎新しい被保険者証の送付　原則、簡易書留で順次、送付します。８月から医療機関の窓口で提示を。

12月２日から現行の被保険者証の発行は終了し、利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）に移行しますが、同証の発行終了後も、有効期限までは現行の被保険者証は使用できます。

一部負担金の割合は、６年度の住民税課税所得額と５年（１～12月）の収入を基に判定。世帯状況の異動や所得の更正などで変更することがあります。

◎限度額適用・標準負担額減額認定証の更新　世帯全員が住民税非課税の人は、認定証を提示すると医療費（保険診療分）の自己負担額が外来・入院ともに区分に応じた限度額までになり、入院時の食事代も減額されます。

◎限度額適用認定証の更新　３割負担で、同一世帯の後期高齢者医療被保険者全員が住民税課税所得額690万円未満の人は、認定証を提示すると医療費（保険診療分）の自己負担額が外来・入院とも区分に応じた限度額までになります。

＊　＊

現在、各認定証を持っていて８月以降も引き続き対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。新規交付を希望する人は手続きを。

問市後期医療福祉課TEL784・8041、県後期高齢者医療広域連合事務局TEL078・326・2021。

◆全国家計構造調査に協力を　国は、10～11月に同調査を実施します。世帯の家計を総合的に捉える調査で、本市の調査対象は180世帯です。

８月から、調査地域の全世帯を統計調査員が訪問します。対象世帯には９月以降に再度、調査員が訪問し、調査票への記入を依頼します。

調査内容を統計以外の目的に使用したり、費用などを請求したりすることはありません。

調査員は調査員証を必ず携行しています。不審に感じたら、市総務課TEL780・4475へ連絡を。

鍵を２つ掛けると効果的です。

狙われています！無施錠の自転車

昨年、市内で364件の自転車の盗難があり、被害自転車の７割が無施錠でした。

盗難を防ぐために防犯意識を高め、鍵を掛ける習慣を身に付けましょう。

盗難被害の防ぎ方は▽必ず鍵を掛ける＝短時間の買い物や自宅の駐輪場でも必ず鍵を掛ける▽施錠を二重に（**上写真**）＝備え付けの鍵の他に、ワイヤー錠やU字ロックなどの補助錠を使用▽防犯登録をする＝法律で義務化されており、有効期間は10年（令和元年９月30日までの登録は７年）です。購入した際や譲り受けた際、住所変更時も登録を。

◎夏の交通事故防止運動　７月15～24日は、交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とした夏の交通事故防止運動実施期間です。

本市の交通事故状況（５月末時点）▽人身事故＝171件（前年比４件減少）▽死者数＝２件（前年同）▽自転車事故件数64件（同６件減少）。

＊　＊

問市都市安全企画課TEL784・8055。

姉妹都市で植林・森林セラピー 参加者募集

市は、CO_2を吸収する森づくりに向けて植林活動や、森の癒し効果・生物多様性の保全などを学べる自然体験の参加者を次の通り募集します。

【日程】９月22日㈷・23日㈱（２日間）
【宿泊場所】琴引ビレッジ山荘（島根県飯南町）
【内容】▷植林活動▷森林セラピー▷キャンプファイヤー▷しめ縄づくり体験――など
【対象・定員】市内在住の小学生以上40人（18歳未満は保護者同伴）
【参加料】大人１万5150円、小・中学生１万2100円（しめ縄づくり体験料別）

申７月31日までに市ホームページ（二次元コードから読み取り可）から電子申請を。応募多数の場合は抽選。

市グリーン戦略室TEL784－8054